

## 土庄町農業委員会会議録

令和5年5月19日

### 出席委員

岡本 孝幸 中黒 哲也 森田 翔洋 平岡 久義 三村 康  
佐伯 孝夫 下地 芳文 田中 保久 森 和志 石井 正樹  
榎木 通廣 中野 博喜 小畠 良弘

### 欠席委員

### 事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 3F 会議室（防災対策室）

(議長)

ただいまから、5月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、榎木委員、中野委員よろしくお願ひします。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議長)

まず、議案第1号第6番について、担当の中野委員よりご説明をお願いします。

(中野委員)

申請番号6番についてご説明いたします。譲受人は、譲渡人の隣の家に居住しており、現在もメロン等を栽培しております。申請のあった1筆は竹が生えていますが、譲受人は土建業を行っており重機等があるため、開墾には問題ないとのことでした。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号6番の案件について、質疑等何かありますらよろしくお願ひします。

(田中委員)

これは無償ですか。

(中野委員)

無償です。

(議 長)

他にございませんか。

他に質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第6番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第6番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号7番について、担当の中黒委員よりご説明をお願いします。

(中黒委員)

申請番号7番についてご説明いたします。令和5年3月29日付で分筆されています。譲

渡人の先代の頃に農地を譲渡する話ができていたようですが、長年登記ができていなかつ

たそうです。以前から譲受人の土地の隣ということで、野菜などを栽培していたそうです。

現在も家庭菜園を行っております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく  
お願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 7 番の案件について、質疑等何かあります  
たらよろしくお願ひします。

(田中委員)

この案件も無償ですか。

(中黒委員)

無償です。

(議 長)

他にありませんか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 7 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 7 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 8 番について、担当の中黒委員よりご説明をお願いします。

(中黒委員)

申請番号 8 番についてご説明いたします。令和 5 年 4 月 14 日付で分筆されています。譲渡人と譲受人は兄妹の関係にあるそうです。両者の自宅も申請農地の隣にあります。譲渡人のお子様も帰ってくる予定がないことから今回の申請に至ったそうです。司法書士のお話ですと分筆した残りの農地についても来月以降に申請予定であるとのことです。特に問

題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 8 番の案件について、質疑等何かありますらよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 8 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 2 号「農地の転用承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 1 番について、担当の中黒委員よりご説明をお願いします。

(中黒委員)

申請番号 1 番についてですが、3 条の申請に関連する申請です。ご家族の車の利用台数が増

えたため、両者で話をしたそうです。3条同様無償譲渡です。特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

(議 長)

説明のありました1番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号2番について、担当の榎木委員よりご説明をお願いします。

(榎木委員)

申請番号2番についてご説明いたします。譲受人は建設業をしておりますが、祖父の時代には申請地付近で生活していました。申請地の現在の状態は、草が生え遊休化している状態です。資材置場及び駐車場として利用する予定です。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号2番の案件について、質疑等何かあります

たらよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 2 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 2 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 3 号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 3 号第 7 番について、担当の岡本委員よりご説明をお願いします。

(岡本委員)

申請番号 7 番についてご説明します。譲渡人が大病をし、自分で農業ができないため話がついたそうです。申請地を確認しましたが、以前は菊を栽培されており、ハウスや電気、水道等も整備されいつでも使用ができる状態でした。

また、もう一人の譲渡人の農地は大きなハウスがありますが、屋根がすべてない骨組み

のみの状態でした。借受人とは電話で確認を行いましたが、ハウス及び農地の整備は 6 月以降に行うこととした。農地の契約には農地機構が仲介を行っているため、特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

(議 長)

説明のありました 7 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

(浜専門員)

私から補足いたしますが、昨年借受人の方が相談に来られ、トマト栽培を行いたいとのことでありましたが、施設ハウスがなかったため借受人が研修を行っている間に施設ハウスを探すこととしておりました。その後、たまたま譲渡人が大病をしたということで今回の借受の話が進むこととなりました。借受人は、意欲を持って行う気持ちもありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 7 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 7 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 8 番について、担当の私よりご説明をお願いします。

(濱中委員)

申請番号 8 番についてご説明いたします。この案件については、現在オリーブが栽培されております。このオリーブを栽培していた方が亡くなつたため、継承者を探していたところ譲受人から声が上がりました。本人はこの近辺でオリーブを栽培しております。申請地で栽培しているオリーブは 10 年以上になるため、譲り受けた後すぐに収量の確保にもつながると思います。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

ただいまの申請番号 8 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 8 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 9 番について、担当の田中委員よりご説明いたします。

(田中委員)

申請番号 9 番についてですが、譲受人が行っているイチゴハウスのすぐ隣の農地です。

現場の確認に行きましたが、重機が入っておりほぼ山林化していた畠も伐採していました。

元の所有者の方はすでに亡くなつたおり、孫の名前で契約したとのことです。申請地はブドウ栽培を行う予定です。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

申請番号9番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願ひします。

(議長)

これはハウス栽培ですか。

(浜専門員)

ハウス栽培と聞いております。

(議長)

他にございませんか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第9番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第3号第9番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第4号「青年等就農計画認定申請について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明のありました案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしくお願ひいたします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時40分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 榎木 通廣

議事録署名人 中野 博喜